

議 案 第 6 号

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年6月8日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の医療機関との連携を推進するとともに、同規模病院との均衡を考慮し、非紹介患者の初診加算料の額を引き上げるため。

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業使用料手数料条例（昭和36年松戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

非紹介患者の初診加算料 1回につき	1,000 円
-------------------	---------

」を

「

非紹介患者の初診加算料 1回につき	2,000 円
-------------------	---------

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市病院事業使用料手数料条例別表の規定は、施行日以後の診療に係る非紹介患者の初診加算料について適用し、施行日以前の診療に係る非紹介患者の初診加算料については、なお従前の例による。

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1) 病院	(1) 病院
種別	種別
料金	料金
(略)	(略)
非紹介患者の初診加算料 1回につき	非紹介患者の初診加算料 1回につき
<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>
(略)	(略)
(2) (略)	(2) (略)
備考 (略)	備考 (略)